

平成30年北海道胆振東部地震における 被災市区町村応援職員確保システムの適用 について



総務省自治行政局公務員部
公務員課 寺田 博文

被災市区町村応援職員確保システムについて①

システムに基づく応援職員の派遣の目的

- (1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援
 - (2) 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援
- 短期の派遣

(1) 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援



被災都道府県内の地方公共団体による
応援職員の派遣だけでは対応困難

<震度6弱以上の地震が観測された等の場合には、関係機関との間で情報の収集、共有を実施>

第1段階支援

被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣

- 被災地域ブロック内の都道府県（区域内の市区町村含む）又は指定都市を原則として1対1で被災市区町村に割り当て、対口支援団体を決定

第1段階支援だけでは対応困難

第2段階支援

全国の地方公共団体による応援職員の支援

- 全国の都道府県（区域内の市区町村含む）及び指定都市による応援職員の派遣の調整を実施

都道府県にあつては区域内の市区町村と一体的に支援

被災市区町村応援職員
確保調整本部

（全国知事会、全国市長会、
全国町村会、指定都市市長会、
総務省（事務局））

- 情報の収集及び共有、総合的な調整を実施

被災市区町村応援職員確保システムについて②

(2)被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

「災害マネジメント総括支援員」とは

- ① **役割** 被災市区町村の長への助言、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援 (被災市区町村の事情を十分尊重)

※ 「災害マネジメント」の内容

- ・ 災害対応のノウハウ
- ・ 推進体制の整備などの管理マネジメント
- ・ 総務省等との連絡・調整 など

② **求められる資質**

災害対応に関する知見

(災害対策の陣頭指揮の経験、派遣職員として災害マネジメントに関与 など)

さらに**管理職の経験**があることが必要

⇒ 総務省・消防庁で研修を実施

登録・派遣の仕組み

① **総務省への登録制**

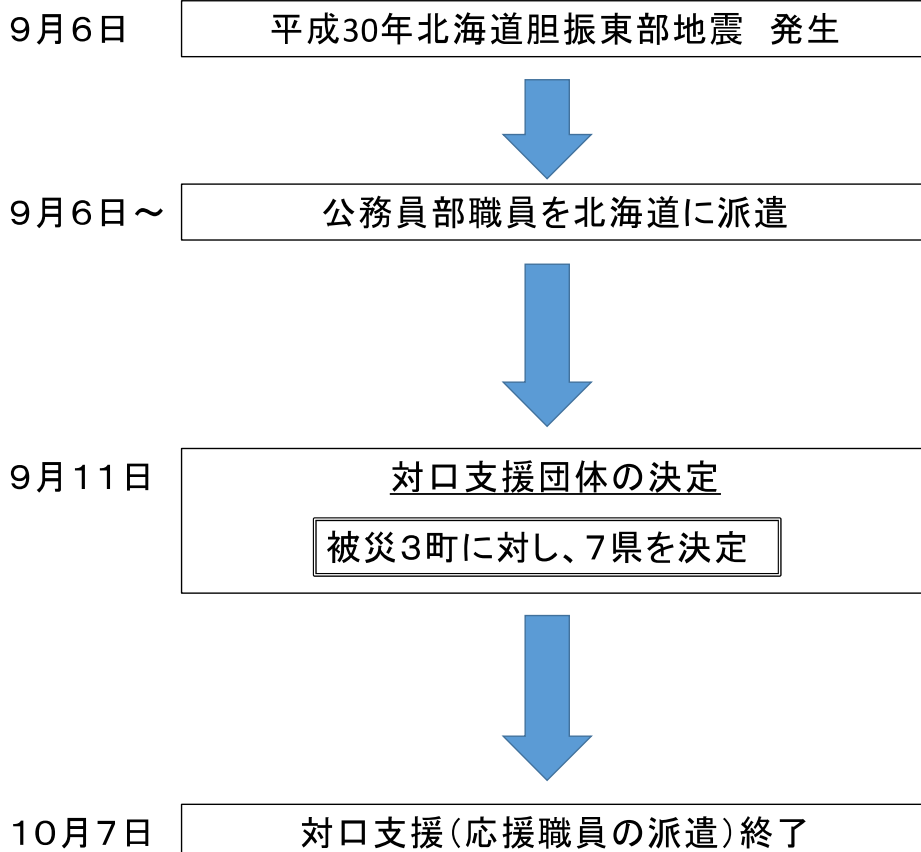
地方公共団体の推薦を受け、名簿に登録⇒メンバーシップの明確化

② **対口支援に伴い派遣**

対口支援に伴い、当該都道府県（区域内の市区町村含む）・指定都市が派遣することが基本 ※ 必要な場合は、総務省のイニシアチブにより派遣

2

平成30年北海道胆振東部地震における被災市町村への応援職員の派遣



3

平成30年北海道胆振東部地震における被災市町村への応援職員のパ遣

被災3町に対し、7県から延べ2,951名の応援職員を派遣(平成30年10月7日をもって全て派遣終了)

※延べ派遣人数は、9月12日からの派遣人数の合計

被災町	対口支援団体	対口支援時期	延べ派遣人数	業務内容
あつまちよう 厚真町	青森県	9月12日～10月7日	671名	災対本部運営支援 罹災証明書交付支援 避難所運営支援
	山形県	9月17日～10月3日	173名	災対本部運営支援 避難所運営支援 罹災証明書交付支援
	福島県	9月12日～10月4日	493名	災対本部運営支援 罹災証明書交付支援
小計			1,337名	
あびらちよう 安平町	岩手県	9月12日～10月6日	724名	災対本部運営支援 罹災証明書交付支援 避難所運営支援
	新潟県	9月12日～10月7日	492名	災対本部運営支援 罹災証明書交付支援
小計			1,216名	
むかわ町 ちよう	宮城県	9月12日～10月7日	283名	災対本部運営支援 罹災証明書交付支援
	秋田県	9月12日～10月7日	115名	災対本部運営支援 罹災証明書交付支援
小計			398名	
合計			2,951名	

※1 「被災市区町村応援職員確保システム」に基づく派遣を記載。

※2 対口支援団体の県は、区域内の市区町村とともに一体的支援を行う。

4

評価と課題

(評価)

■ 関係団体相互の情報共有

道庁における現地調整会議※に決定権を持つ道管理職職員が参加したことで相互の情報共有・連携が図られた。

※ 現地調整会議

: 総務省、被災都道府県、被災地域ブロック幹事都道府県、全国知事会等の関係団体で構成

(具体例)

- ・受援体制の強化(罹災証明担当班(専属班)の設置、道職員の追加派遣など)
- ・現地調整会議を構成する各団体が連携して現地ニーズを把握、道は早い時期から道職員を被災町に派遣

(課題)

■ 応援・受援体制の充実

(被災市区町村応援職員確保システムを踏まえた応援・受援マニュアルの改正)

- ・災害対策本部(応援・受援班)と現地調整会議を構成する各団体との十分な連携が図られるような体制の整備
- ・発災当初、受援班は物資の対応に追われていたことから、応援・受援班については「人」と「物」の担当を明確に分けるなど体制についての検討
- ・道(振興局を含む)及び道内市町村が一体となった応援・受援体制の充実(道庁内の役割分担、道内の情報連絡体制等)

評価できる事項

- ① 被災市町村へのGADM、対口支援団体の迅速な決定
 - ・国によるGADMの派遣先選定により、初動時から災害マネジメント支援を実施
 - ・被災県へ速やかに総務省職員を派遣し、関係団体と調整の上、迅速に対口支援団体を決定
 - ・被害の程度や範囲を考慮し、対口支援団体を複数選定して、被災市町村の派遣要請に対応
- ② 対口支援方式による迅速・継続的な支援
 - ・対口支援により応援先自治体が明確となり、同一市町村に対し、迅速・継続的な支援が可能
 - ・都道府県と区域内の市区町村による一体的支援により、十分な人員を確保

6

課題と対応策

- ① 受援側でのシステムの認知度向上・受援体制の整備
 - 初めてのシステム運用事例のため、内容についての認知度が低い
 - 十分な受援体制が整備されておらず、ニーズの把握や円滑な応援職員の受入れ体制に課題
 - ・被災県:被災市町村の応援ニーズ把握、国との調整
 - ・被災市町村:応援ニーズの把握・伝達、応援職員の受入れ体制整備
 - ⇒ 各種会議や説明会等、様々な機会を捉えてシステムの周知を実施
内閣府、消防庁とも連携の上、受援計画の策定や受入れ体制整備を推進
- ② 円滑な派遣に向けた応援側の事前準備
 - 被災地のニーズに合わせ、迅速に応援職員を派遣できるよう事前準備が必要
 - ⇒ 事前の派遣候補者選定、研修等による人材育成を推進
災害マネジメント総括支援員の登録を推進し、発災後速やかに先遣チームとして派遣することで、被災地のニーズ把握・迅速な派遣体制を強化
- ③ 情報連絡体制の整備
 - 応援側・受援側・確保調整本部(総務省)間の認識に齟齬がないよう、情報伝達・共有方法の明確化や平常時からの連携・訓練が必要
 - ⇒ 自治体や関係機関と協力した情報伝達・連携訓練の実施等により、システムの円滑な運用に努力



今回の災害での教訓を踏まえ、要綱の見直しや円滑な運用のためのマニュアル策定を実施

7